

## 森林取得資金融通事務処理要領

[昭和 63 年 4 月 8 日付け 63 林野企第 30 号林野庁長官通知]  
最終改正 令和 8 年 4 月 1 日付け 7 林政企第 233 号

### 第 1 運用方針

- 1 森林取得資金融通取扱要綱（昭和 63 年 4 月 8 日付け 63 林野企第 29 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第 1 の森林取得資金の融通に当たっては、森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく森林・林業基本計画、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく全国森林計画、同法第 5 条に基づく地域森林計画、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号。以下「暫定措置法」という。）第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本構想等他の諸施策との関連に十分留意するものとする。
- 2 本資金の融通に当たっては、都道府県は、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）、公庫の受託金融機関、関係市町村及びその他関係機関と緊密な連携を図るものとする。

### 第 2 貸付適格認定申請等について

要綱第 2 の 1 の(1)に規定する都道府県知事の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の資格その他認定申請に関する運用は、次のとおりとする。

#### (1) 申請者の資格

申請者の資格は、個人の場合にあっては林業経営主（林業経営主となろうとする者を含む。）とし、林業を営む法人、生産森林組合、森林組合又は森林整備法人の場合にあっては法人の代表者とし、地方公共団体にあっては地方公共団体の代表者とする。

#### (2) 認定申請書等の様式

認定申請書及び林業経営改善推進計画書の様式は、個人にあっては様式第 1 号、林業を営む法人にあっては様式第 2 号、生産森林組合にあっては様式第 3 号、森林組合にあっては様式第 4 号、森林整備法人又は地方公共団体にあっては様式第 5 号のとおりとする。

また、要綱第 3 の 2 の「林野庁長官が別に定める場合」とは、暫定措置法第 3 条第 1 項の認定を受けた者（以下「林業経営改善計画認定者」という。）又は森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項若しくは第 44 条第 2 項の規定により公表された民間事業者（以下「公表事業者」という。）が認定を受けようとする場合とする。この場合において、林業経営改善計画認定者にあっては様式第 6 号、公表事業者にあっては様式第 7 号を使用するものとする。なお、林業経営改善計画認定者は要綱第 3 の 2 の(1)及び(3)か

ら(5)までの記載を、公表事業者に対して第3の(6)に基づき認定を行う場合は要綱第3の2の(3)から(5)までの記載を省略することができる。

(3) 林業経営改善推進計画の作成指導について

林業経営改善推進計画は申請者が自主的に作成するものとするが、申請者単独では作成が困難である場合も予想されるので、都道府県は必要に応じ、林業経営改善推進計画作成について指導するものとする。

また、都道府県、公庫及び公庫の受託金融機関は、都道府県における認定審査と公庫の貸付審査が並行的に行われるよう認定申請と同時に借受申込みをするよう指導するものとする。

(4) 林業経営改善推進計画の変更について

要綱第2の2の(1)、(3)又は(4)のための資金の貸付けを受けた者（その一般承継人を含む。以下「借受者」という。）が次に掲げる場合において、林業経営改善推進計画を変更するときは、借受者が都道府県に対し、様式第8号により林業経営改善推進計画の変更承認申請をするものとする。

ア 次に掲げる時期について変更する場合。ただし、内容の変更については、借受者の責めに帰することができない事由により変更の必要が生じた場合に限る。

(ア) 要綱第4の(4)のイに該当する取得森林について、皆伐及び皆伐跡地への人工植栽を行う時期

(イ) 要綱第4の(5)に該当する取得地について、皆伐及び人工植栽又は天然林改良を実施する時期

(ウ) 要綱第4の(9)に該当する取得森林について、育林を行う時期

イ 第3の(6)に基づき認定を受けた者について、森林経営管理法第36条第2項又は第44条第2項の公表が取りやめられた場合。この場合において、同項で要件を満たしているものとした項目について記載を新たに行うものとする。

ウ 貸付適格認定を受けた者が認定日から5年以内に新たに要綱第2の2の(1)、(3)又は(4)の行為のための資金を借り入れる場合。この場合において、要綱第3の2の(2)及び(4)から(7)まで（林業経営改善計画認定者、公表事業者にあつては(2)、(6)及び(7)）の内容の追加を行うものとする。

### 第3 貸付適格認定者の判断基準について

都道府県知事は、要綱第2の1の(1)に規定する認定を行おうとする場合には、林業経営改善推進計画を基礎として、当該申請が要綱第4に掲げる要件を充足しているか否かについて、次により判断して認定を行うものとする。

(1) 要綱第4の(1)については、林業経営改善推進計画が、次に掲げる要件を満たすかどうか審査するものとする。

ア 森林法第5条に定める地域森林計画に即したものであり、取得対象森林の全部又は一部が同法第10条の5に定める市町村森林整備計画（以下単

に「市町村森林整備計画」という。)にも即したものであること。

イ 伐採・造林等の林業生産活動が適正かつ合理的に計画されていること。

ウ 労務、賃金面からも事業実行の確保が図られるものであること。

(2) 要綱第4の(3)の「林野庁長官が別に定める区域」とは、森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画の対象森林のうち、水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林又は木材等生産機能維持増進森林に指定されている区域とする。

(3) 要綱第4の(7)については、申請者の林業経営の収支状況を勘案して、貸付けの必要性があるかどうかについて審査するものとする。

(4) 要綱第4の(10)については、申請者が取得する森林が林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成5年農林水産省令第35号。以下「規則」という。）第2条で定める森林の取得についての措置の要件について、次のア及びイの要件を同時に満たす森林の取得についての措置かどうか審査するものとする。なお、都道府県知事は、アの(ア)及び(イ)に定める森林の取得についてその適否を判断しようとするときは、事前に市町村の長との間で、間伐又は保育についての命令又は勧告の有無の確認等連絡調整を図るものとする。

ア 「林業上の利用の増進を図る必要がある森林」とは、以下のいずれかの森林であること。

(ア) 森林経営管理法第62条第1項に定める災害等防止措置命令に係る森林（主伐の実施を除く。）

(イ) 森林法第39条の4第1項第1号の規定により定められた要整備森林

(ウ) その他地域において標準的と認められる施業体系（市町村森林整備計画等）からみて間伐・保育等の施業管理が適切に行われていない森林

(エ) 上記(ア)から(ウ)の森林と当該借受者が既に所有している森林の間に介在しており一体的に取得する必要があると認められる森林。ただし、上記(ア)から(ウ)の要件に該当する森林面積を上回らないものである場合に限る。

イ 「地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて同項に規定する資金の貸付けを受けようとする者が森林所有者である森林と一体として効率的に施業を行うことが可能である森林」とは、当該借受者が所有する森林と隣接する森林、同一の小流域に所在する森林、同一の林道の利用区域内に所在する森林等であつて、借受者が所有する森林と一体として施業が行われ得る団地的まとまりを有していると認められるものであること。

(5) 要綱第4の(8)の「林野庁長官が別に定める区域」とは、(2)に掲げるいずれかの区域とする。

(6) 林業経営改善計画認定者にあつては、認定された林業経営改善計画書をもって要綱第4の(1)、(2)、(4)、(5)、(7)及び(8)の要件を確認することができ、公表事業者にあつては、森林経営管理法第36条第2項又は第44条第2

項の公表をもって要綱第4の(1)、(4)、(5)及び(8)の要件を満たしているものとする。

#### 第4 貸付適格認定等に係る都道府県の事務処理について

- 1 都道府県知事は、認定申請書の提出を受けたときは、貸付適格の認定を行うものとし、必要に応じて、都道府県、公庫、公庫の受託金融機関及び関係林業団体を構成員とする協議の場（以下「協議会」という。）を設け、その意見を聴くものとする。

貸付適格認定に関する事務及び全般的な調整については、主として、林業金融主務課が担当するものとする。

- 2 都道府県知事は、林業経営改善推進計画変更承認申請書の提出を受けたときは、変更内容の妥当性を確認し、変更申請の承認を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、貸付適格の認定をしたときは、その旨を申請者及び公庫（公庫の委託金融機関を含む。以下同じ。）に通知するとともに様式第9号の認定台帳を作成し、認定をしないことの決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

認定した場合は申請者に対しては様式第10号により、公庫に対しては様式第11号により通知するものとする。

- 4 都道府県知事は、林業経営改善推進計画の変更の承認をした時は、様式第12号によりその旨を本人に通知するとともに、その写しを公庫に送付するものとする。

承認をしないことの決定をしたときはその旨を申請者に通知するものとする。

- 5 貸付適格の認定は、申請の内容全般に関し適否を決するものであって部分的に認めることは適当でなく、内容の一部が適正を欠くと認められるときは申請書を申請者に返送するものとする。
- 6 都道府県知事は、公庫から貸付決定を行った旨通知があったときは、認定台帳に所要事項を記載するものとする。
- 7 認定は、次の場合には取り消すものとする。

(1) 認定申請の取下げがあったとき。

(2) 公庫に対し借入申込みの辞退があったとき。

(3) 申請書の不実記載（貸付適格性を失う程度のもの）が発見されたとき。

(4) 認定後に事情変更により林業経営改善推進計画の達成が見込まれなくなったとき。

(5) 要綱第4の(10)に該当するものとして認定を受けた者について、林業経営改善計画の認定が取り消されたとき。

(6) 公表事業者にあつては森林経営管理法第36条第2項又は第44条第2項の公表がとりやめられた場合に、第2の(4)のイの変更を行わなかったとき。

- 8 認定の取消しの通知は、申請者及び公庫に対して行うものとする。

- 9 都道府県知事は、公庫から貸付金の全部若しくは一部が未使用であるか若しくは申請と異なる用途に使用されるなど貸付金の使途が適切でない旨の通知を受けたとき又は公庫から、借受者が取得した森林について資金貸付契約締結の日から3か年以内に森林以外の用途に供するための譲渡（以下「転用譲渡」という。）があった旨の通知を受けたときは、実情調査を行うとともに、必要に応じて、協議会において意見を聴き、それらの結果を踏まえ林業経営改善推進計画の達成が可能か否かを判断するものとする。

#### 第5 取得した森林等の施業状況の届出について

次の場合には、借受者は都道府県に対して様式第13号により届け出るものとする。

- (1) 要綱第4の(4)のイに該当する取得森林について、皆伐及び皆伐跡地への人工植栽を実施した場合
- (2) 要綱第4の(5)に該当する取得地について、皆伐及び人工植栽又は天然林改良を実施した場合
- (3) 要綱第4の(9)に該当する取得森林について、育林を行った場合

#### 第6 転用違約金の徴収について

- 1 要綱第7の「林野庁長官が別に定める場合」とは、要綱第2の2の(1)及び(2)の資金を借り受けた者が取得した森林が、森林の維持管理、公用収用及びこれに準ずる理由により転用譲渡された場合とする。
- 2 違約金の額は、公庫の定めるところによる。

#### 第7 その他

次に掲げる場合は、貸付けの対象としないものとする。

- (1) 地上権を取得する場合
- (2) 貸付適格認定申請時点（要綱第2の2の(2)の資金については、借入申込時点）の1か年以上前にあらかじめ所有権移転登記が行われた森林の取得費用とする場合
- (3) 近く森林以外に転用が見込まれる森林を取得する場合
- (4) 森林組合、生産森林組合、中小企業等協同組合若しくは農事組合法人の組合員、持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）の社員又は株式会社の株主が当該法人の所有に係る森林を取得する場合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第7号の森林組合の事業であって、組合員が当該組合から取得する場合を除く。）
- (5) 森林組合、生産森林組合、中小企業等協同組合若しくは農事組合法人がその組合員に、持分会社がその社員に又は株式会社がその株主に持分の払戻しを行った森林を当該法人が取得する場合
- (6) 森林組合法第26条第1項に規定する事業以外の事業のために森林組合が

## 森林を取得する場合

### 附 則

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行前に森林取得資金融通事務処理要領（昭和 63 年 4 月 8 日付け 63 林野企第 30 号林野庁長官通知）に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れを必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（郵便番号〇〇）

住 所  
氏 名

（☎  ）  
（〇〇年〇〇月〇〇日生）

〇〇都道府県知事殿

林業経営改善推進計画

(1) 林業経営の現況

① 家族構成について

氏 名	続柄	年齢	自家林業 従事日数	備 考
申請者（経営主）	本人	歳	日	

② 経営収支の状況

林業経営収支		林業以外の所得		既往借入金 残 高 月 日 現 在	林業経営育成（森林取得）		千円
林業粗収入	千円	農 業 所 得	千円		同 上	（森林取得以外）	千円
林業経営費	千円	その他所得	千円		そ の 他	（林業関係）	千円
林業所得	千円	所 得 合 計	千円		合 計		千円

③ 経営森林の現況

林相、樹種	経営面積		取得後の経営森林の齢級別構成													
	取得前	取得後	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII以上	
人工林	スギ	ha	ha													
	ヒノキ	ha	ha													
	〇〇〇	ha	ha													
	小 計	ha	ha													
天然林改良林	ha	ha														
育林地面積計	ha	ha														
天然林面積	ha	ha														

(2) 取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測 又は 森林簿 面積	取得内容									
				うち取得後5年以内に皆伐 予定の人工林、天然林改良林			うち造林のための土地				うち樹木の持分		
				面積	皆伐 予定時期	再造林 予定時期	面積	皆伐 予定時期	植栽又は天然林改良		面積	樹種・林齢	持分 割合
									区分	予定時期			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%

番号	取得価額 (千円)	所有権移転登記 (予定年月日)	譲渡人氏名 ・名称等	取得森林の 地域要件 *1	限度額の 特例要件 *2

番号	分収林契約の種類	分収林契約当事者氏名	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	

(3) 森林の適正な管理のための基本方針

①林業経営の基本方針	
②森林施業の基本方針	
③事業実行方式	

(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態

施業内容	年度	面 積
		ha

(5) 経営する育林地の施業に必要な資金の額及び調達方法

区 分	必要資金量 (千円)	資 金 調 達 方 法 (千円)			
		補助金を予定	公庫資金を予定	自己資金を予定	そ の 他 ( )
年度					
年度					
年度					
年度					
年度					

(6) 森林取得資金の償還計画

償還方法	償還期限	据置期間
年	年	年
年	年	年

(7) その他

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- (1) 取得森林に関する位置図 (5万分の1)
- (2) 林業経営改善推進計画に係るチェックシート

(作成部数)

都道府県宛申請 (正1部、写1部)  
金融機関宛借入申込書に添付 (写2部)  
申請者控え (写1部)

## 森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れを必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

(郵便番号〇〇)

住 所

( ☎ )

氏 名

代表者氏名

( 〇〇年〇〇月〇〇日生 )

〇〇都道府県知事殿

林業経営改善推進計画

### (1) 林業経営の現況

#### ①法人の概要

設立	年 月 日	組合員、社員又は株主の数	人	従業員数	人	出資又は資本の額	千円
事業	(定款に定める事業)					経営森林面積	ha
	沿革						

#### ②経営収支の状況

売 上 高	千円	特 別 損 益	千円	既往借入金 残 高 月 日 現 在	林業経営育成（森林取得）	千円
売 上 原 価	千円	前期繰越剰余	千円		同上（森林取得以外）	千円
販売費・一般管理費	千円	繰越剰余金	千円		その他（林業関係）	千円
事業外損益	千円				合 計	千円

#### ③経営森林の現況

林相、樹種	経営面積		取得後の経営森林の齢級別構成 (ha)												
	取得前	取得後	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII以上
人工林		ha	ha												
		ha	ha												
		ha	ha												
		ha	ha												
	小 計	ha	ha												
天然林改良林	ha	ha													
育林地面積計	ha	ha													
天然林面積	ha	ha													

(2) 取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測又は森林簿面積	取得内容									
				うち取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林			うち造林のための土地				うち樹木の持分		
				面積	皆伐予定時期	再造林予定時期	面積	皆伐予定時期	植栽又は天然林改良		面積	樹種・林齢	持分割合
									区分	予定時期			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%

番号	取得価額 (千円)	所有権移転登記 (予定年月日)	譲渡人氏名 ・名称等	取得森林の 地域要件 *1	限度額の特例要件 *2

番号	分収林契約の種類	分収林契約当事者氏名	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	

(3) 森林の適正な管理のための基本方針

①林業経営の基本方針	
②森林施業の基本方針	
③事業実行方式	

(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態

施業内容	年度	面積	実行形態別面積			
			直営	雇用労働力	森林組合 作業委託	その他
		ha	ha	ha	ha	ha

(5) 経営する育林地の施業に必要な資金の額及び調達方法

区 分	必要資金量 (千円)	資 金 調 達 方 法 ( 千 円 )			
		補助金を予定	公庫資金を予定	自己資金を予定	そ の 他 ( )
年度					
年度					
年度					
年度					
年度					

(6) 森林取得資金の償還計画

償還方法	償還期限	据置期間
年	年	年
年	年	年
年	年	年
年	年	年
年	年	年

(7) その他

資金計画	本資金 (今回申請)		(借入金の条件) ①借入先 ②利率 ③償還条件
	自己資金	現 預 金	
		借 入 金	
		千円	
		千円	
		千円	

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- (1) 取得森林に関する位置図 (5万分の1)
- (2) 定款
- (3) 業務報告書及び事業計画書
- (4) 林業経営改善推進計画に係るチェックシート

(作成部数) 都道府県宛申請 (正1部、写1部)  
金融機関宛借入申込書に添付 (写2部)  
申請者控え (写1部)

### 森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れを必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（郵便番号〇〇）

住 所 ( ☎ )

氏 名

代表者氏名 ( 〇〇年〇〇月〇〇日生 )

〇〇都道府県知事殿

林業経営改善推進計画

(1) 林業経営の現況

①生産森林組合の概要

設立	年 月 日	組合員数	人	出資口数	口	出資金額	千円
経営森林面積	ha	直 営 (✓)		共同経営 (✓)			共同経営の形態(該当する項目に○印)
		所有権	地上権賃借権	分収林	部分林	その他	
沿革							①個人有林の現物出資 ②記名共有林 ③部落有林 ④市町村有林等の払下林 ⑤国有林の払下林 ⑥市町村有林等に地上権を設定 ⑦国有林に部分林を設定

②経営収支の状況

事業総収益	千円	特別損益	千円	既往借入金 残 高 月 日 現 在	林業経営育成（森林取得）	千円
事業費用	千円	前期繰越剰余	千円		同上（森林取得以外）	千円
事業管理費	千円	繰越剰余金	千円		その他（林業関係）	千円
事業外損益	千円				合 計	千円

③経営森林の現況

林相、樹種	経営面積		取得後の経営森林の齢級別構成 (ha)												
	取得前	取得後	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII以上
人工林	ha	ha													
	ha	ha													
	ha	ha													
	ha	ha													
	小計	ha	ha												
天然林改良林	ha	ha													
育林地面積計	ha	ha													
天然林面積	ha	ha													

(2) 取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測又は森林簿面積	取得内容									
				うち取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林			うち造林のための土地			うち樹木の持分			
				面積	皆伐予定時期	再造林予定時期	面積	皆伐予定時期	植栽又は天然林改良		面積	樹種・林齢	持分割合
									区分	予定時期			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%

番号	取得価額 (千円)	所有権移転登記 (予定年月日)	譲渡人氏名 ・名称等	取得森林の 地域要件 *1	限度額の特例要件 *2

番号	分収林契約の種類	分収林契約当事者氏名	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	

(3) 森林の適正な管理のための基本方針

①林業経営の基本方針	
②森林施業の基本方針	
③事業実行方式	

(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態

施業内容	年度	面積	実行形態別面積			
			直営	雇用労働力	森林組合 作業委託	その他
		ha	ha	ha	ha	ha

(5) 経営する育林地の施業に必要な資金の額及び調達方法

区 分	必要資金量 (千円)	資 金 調 達 方 法 ( 千 円 )			
		補助金を予定	公庫資金を予定	自己資金を予定	そ の 他 ( )
年度					
年度					
年度					
年度					
年度					

(6) 森林取得資金の償還計画

償還方法	償還期限	据置期間
	年	年

(7) その他

資金計画	本資金 (今回申請)		(借入金の条件) ①借入先 ②利率 ③償還条件
	自己資金	現 預 金	
		借 入 金	
		千円	
		千円	
		千円	

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- (1) 取得森林に関する位置図 (5万分の1)
- (2) 定款
- (3) 業務報告書及び事業計画書
- (4) 林業経営改善推進計画に係るチェックシート

(作成部数) 都道府県宛申請 (正1部、写1部)  
金融機関宛借入申込書に添付 (写2部)  
申請者控え (写1部)

### 森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れを必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（郵便番号〇〇）

住 所

（ ☎ ）

氏 名

代表者氏名

（〇〇年〇〇月〇〇日生）

〇〇都道府県知事殿

林業経営改善推進計画

（1）林業経営の現況

①森林組合の概要

設立	年 月 日	組合員数	人			出資口数	口		出資金額	千円
経営森林面積	ha	所有林	分収林	その他森林	役員数	うち常勤役員	職員数	作業班員数		
		ha	ha	ha	人	人	人	人		
沿革										

②経営収支の状況

事業総収益	千円	特別損益	千円	既往借入金 残高 月日 現在	林業経営育成（森林取得）	千円
事業費用	千円	前期繰越剰余	千円		同上（森林取得以外）	千円
事業管理費	千円	繰越剰余金	千円		その他（林業関係）	千円
事業外損益	千円				合計	千円

③経営森林の現況

林相、樹種	経営面積		取得後の経営森林の齢級別構成（ha）												
	取得前	取得後	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII以上
人工林		ha	ha												
		ha	ha												
		ha	ha												
		ha	ha												
	小計	ha	ha												
天然林改良林	ha	ha													
育林地面積計	ha	ha													
天然林面積	ha	ha													

(2) 取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測又は森林簿面積	取得内容									
				うち取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林			うち造林のための土地				うち樹木の持分		
				面積	皆伐予定時期	再造林予定時期	面積	皆伐予定時期	植栽又は天然林改良		面積	樹種・林齢	持分割合
									区分	予定時期			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%

番号	取得価額 (千円)	所有権移転登記 (予定年月日)	譲渡人氏名 ・名称等	取得森林の 地域要件 *1	限度額の特例要件 *2

番号	分収林契約の種類	分収林契約当事者氏名	
		1 三者契約 2 二者契約	土地所有者 育林者 費用負担者
1 三者契約 2 二者契約	土地所有者 育林者 費用負担者		

(3) 森林の適正な管理のための基本方針

--

(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態

施業内容	年度	面積	実行形態別面積		
			直営	雇用労働力	その他
		ha	ha	ha	ha

(5) 経営する育林地の施業に必要な資金の額及び調達方法

区 分	必要資金量 (千円)	資 金 調 達 方 法 ( 千 円 )			
		補助金を予定	公庫資金を予定	自己資金を予定	そ の 他 ( )
年度					
年度					
年度					
年度					
年度					

(6) 森林取得資金の償還計画

償還方法	償還期限	据置期間
	年	年

(7) その他

資金計画	本資金 (今回申請)		(借入金の条件) ①借入先 ②利率 ③償還条件
	自己資金	千円	
		千円	
	現 預 金	千円	
	借 入 金	千円	

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- (1) 取得森林に関する位置図 (5万分の1)
- (2) 定款
- (3) 業務報告書及び事業計画書
- (4) 林業経営改善推進計画に係るチェックシート

(作成部数) 都道府県宛申請 (正1部、写1部)  
金融機関宛借入申込書に添付 (写2部)  
申請者控え (写1部)

### 森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れを必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（郵便番号〇〇）

住 所

（ ☎ ）

氏 名

代表者氏名

（〇〇年〇〇月〇〇日生）

〇〇都道府県知事殿

林業経営改善推進計画

（1）林業経営の現況

①森林整備法人の概要

設立	年 月 日	社員数	人	出資口数	口	出資金額	千円
経営森林面積	ha	所有林	分収林	役員数	うち常勤役員	職員数	
		ha	ha	人	人	人	
沿革							

②経営収支の状況

事業総収益	千円	特別損益	千円	既往借入金 残高 月 日 現在	林業経営育成（森林取得）	千円
事業費用	千円	前期繰越剰余	千円		同上（森林取得以外）	千円
事業管理費	千円	繰越剰余金	千円		その他（林業関係）	千円
事業外損益	千円				合計	千円

③経営森林の現況

林相、樹種	経営面積		取得後の経営森林の齢級別構成 (ha)												
	取得前	取得後	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII以上
人工林	ha	ha													
	ha	ha													
	ha	ha													
	ha	ha													
小計	ha	ha													
天然林改良林	ha	ha													
育林地面積計	ha	ha													
天然林面積	ha	ha													

(2) 取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測又は森林簿面積	取得内容									
				うち取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林			うち造林のための土地				うち樹木の持分		
				面積	皆伐 予定時期	再造林 予定時期	面積	皆伐 予定時期	植栽又は天然林改良		面積	樹種・林齢	持分 割合
									区分	予定時期			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	年 月	年 月	m <sup>2</sup>	年 月		年 月	m <sup>2</sup>		%

番号	取得価額 (千円)	所有権移転登記 (予定年月日)	譲渡人氏名 ・名称等	取得森林の 地域要件 *1	限度額の 特例要件 *2

番号	分収林契約の種類	分収林契約当事者氏名	
		1 三者契約 2 二者契約	土地所有者
		育林者	
		費用負担者	
	1 三者契約 2 二者契約	土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	

(3) 森林の適正な管理のための基本方針

(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態

施業内容	年度	面積	実行形態別面積		
			直 営	作 業 委 託	そ の 他 ( )
		ha	ha	ha	ha

(5) 経営する育林地の施業に必要な資金の額及び調達方法

区 分	必要資金量 (千円)	資 金 調 達 方 法 ( 千 円 )			
		補助金を予定	公庫資金を予定	自己資金を予定	そ の 他 ( )
年度					
年度					
年度					
年度					
年度					

(6) 森林取得資金の償還計画

償還方法	償還期限	据置期間
	年	年

(7) その他

資金計画	本資金 (今回申請)		(借入金の場合) ①借入先 ②利率 ③償還条件
	自己資金	現 預 金	
		借 入 金	
		千円	
		千円	
		千円	

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- (1) 取得森林に関する位置図 (5万分の1)
- (2) 定款
- (3) 業務報告書及び事業計画書
- (4) 林業経営改善推進計画に係るチェックシート

(作成部数) 都道府県宛申請 (正1部、写1部)  
金融機関宛借入申込書に添付 (写2部)  
申請者控え (写1部)

## 森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れを必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（郵便番号〇〇）

住 所

（☎                    ）

氏 名

代表者氏名

（〇〇年〇〇月〇〇日生）

〇〇都道府県知事殿

林業経営改善推進計画

（1）取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測 又は 森林簿 面積	取得内容			
				うち造林の ための土地	うち樹木の持分		
				面積	面積	樹種・林齢	持分 割合
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		%

番号	取得価額 （千円）	所有権移転登記 （予定年月日）	譲渡人氏名 ・名称等	取得森林の 地域要件 *1	限度額の 特例要件 *2	償還期限等の特例要件		
						林業経営改善 計画対象 *3	林業上の増進 を図る地域 *4	既所有森林と の関係 *5

番号	分収林契約の種類	分収林契約当事者氏名	
1 三者契約 2 二者契約		土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	
1 三者契約 2 二者契約		土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	

(2) 森林取得資金の償還計画

償還方法	償還期限	据置期間
年	年	年
年	年	年
年	年	年
年	年	年
年	年	年

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- (1) 取得森林に関する位置図（5万分の1、償還期限等に係る特例を受けようとする場合には、既に所有している森林との位置関係を明示する。）
- (2) 定款
- (3) 業務報告書及び事業計画書
- (4) 林業経営改善推進計画に係るチェックシート
- (5) 認定済の林業経営改善計画の写し

(作成部数) 都道府県宛申請（正1部、写1部）  
金融機関宛借入申込書に添付（写2部）  
申請者控え（写1部）

## 森林取得資金貸付適格認定申請書

林業経営育成資金（森林取得）の借入れを必要としますので認定されたく林業経営改善推進計画を添えて申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

（郵便番号〇〇）

住 所 （☎ ）

氏 名

代表者氏名 （〇〇年〇〇月〇〇日生）

〇〇都道府県知事殿

林業経営改善推進計画

（1）林業経営の現況

①概要

（個人用）

氏 名	続柄	年齢	自家林業 従事日数	備 考
申請者（経営主）	本人	歳	日	

（中小企業等協同組合、農事組合法人、会社用）

設立	年 月 日	組合員、社員又は株主の数	人	従業員数	人	出資又は資本の額	千円
事業	(定款に定める事業)					経営森林面積	ha
沿革							

（生産森林組合用）

設立	年 月 日	組合員数	人	出資口数	口	出資金額	千円
経営森林 面積	ha	直 営 (✓)		共同経営 (✓)			共同経営の形態(該当する項目に○印) ①個人有林の現物出資 ②記名共有林 ③部落有林 ④市町村有林等の払下林 ⑤国有林の払下林 ⑥市町村有林等に地上権を設定 ⑦国有林に部分林を設定
		所有権	地上権賃借権	分取林	部分林	その他	
沿革							

（森林組合、森林整備法人用）

設立	年 月 日	組合員数	人	出資口数	口	出資金額	千円
経営森 林面積	ha	所有林	分取林	その他森林	役員数	うち常勤役員	職員数
		ha	ha	ha	人	人	人
沿革							

②経営森林の現況

林相、樹種	経営面積		取得後の経営森林の齢級別構成 (ha)												
	取得前	取得後	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII以上
人工林		ha	ha												
		ha	ha												
		ha	ha												
	小計	ha	ha												
天然林改良林	ha	ha													
育林地面積計	ha	ha													
天然林面積	ha	ha													

③林業経営改善計画の認定の有無

有・無	認定日	年	月	日	認定番号
-----	-----	---	---	---	------

(2) 取得する森林の状況

番号	所在地	登記面積	実測 又は 森林簿 面積	取得内容			
				うち造林の ための土地	うち樹木の持分		
				面積	面積	樹種・林齢	持分 割合
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		%
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		%

番号	取得価額 (千円)	所有権移転登記 (予定年月日)	譲渡人氏名 ・名称等	取得森林の 地域要件 *1	限度額の 特例要件 *2	償還期限の特例要件		
						林業経営改善 計画対象 *3	林業上の増進 を図る地域 *4	既所有森林と の関係 *5

番号	分収林契約の種類	分収林契約当事者氏名	
1 三者契約 2 二者契約		土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	
1 三者契約 2 二者契約		土地所有者	
		育林者	
		費用負担者	

(3) 森林取得資金の償還計画

償還方法	償還期限	据置期間
年	年	年

なお、本資金の認定に際し、林業経営改善推進計画の内容の確認に地域森林計画制度に基づく森林簿を利用されても異議がありません。

(添付資料)

- (1) 取得森林に関する位置図 (5万分の1、償還期限に係る特例を受けようとする場合には、既に所有している森林との位置関係を明示する。)
- (2) 定款
- (3) 業務報告書及び事業計画書
- (4) 林業経営改善推進計画に係るチェックシート
- (5) 認定済の林業経営改善計画の写し

(作成部数) 都道府県宛申請 (正1部、写1部)  
金融機関宛借入申込書に添付 (写2部)  
申請者控え (写1部)

林業経営改善推進計画の記載上の留意事項等（様式第1号～様式第7号）

事 項	記載上の留意事項等
<p>(1) 林業経営の現況</p> <p>① 家族構成について</p> <p>④ 林業経営改善計画の認定の有無</p> <p>(2) 取得する森林の状況</p>	<p>林業に従事する者について記入する。</p> <p>該当箇所について○で囲む。なお、個人にあつては、林業経営改善計画の認定を受けている場合は、本項目を記載する代わりに、林業経営改善計画書の写しの提出でも可とする。</p> <p>1 「(2)取得する森林の状況」、「(6)森林取得資金の償還計画」の番号欄は同一森林に同一番号を付して記載する。</p> <p>2 表中の*1～*5については、以下のとおりとする。</p> <p>*1 取得しようとする森林の所在する地域について、該当するものの記号を記載する。</p> <p>ア. 水源涵養機能維持増進森林、イ. 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林、ウ. 木材等生産機能維持増進森林</p> <p>*2 要綱第2の3の(2)及び(3)の規定による貸付限度額の特例を利用する場合に、取得しようとする森林の態様について、該当するものの記号を記載する。</p> <p>ア. 林業経営改善計画に基づいて行う森林の取得</p> <p>イ. 森林経営管理法第62条第1項に定める災害等防止措置命令に係る森林（主伐の実施を除く。）</p> <p>ウ. 地域森林計画に定める「要整備森林」</p> <p>*3～*5 林業経営改善計画の認定を受けた者が、償還期限の特例を受けようとする場合に記載する。</p> <p>*3 申請者が認定を受けた林業経営改善計画に基づく森林の取得に該当する場合に、○を付す。</p> <p>*4 取得しようとする森林が該当するものの記号を記載する。</p> <p>ア. 森林経営管理法第62条第1項に定める災害等防止措置命令に係る森林（主伐の実施を除く。）</p> <p>イ. 地域森林計画に定める「要整備森林」</p> <p>ウ. 地域における標準的と認められる施業体系からみて間伐・保育等の施業管理が適切に行われていない森林</p> <p>エ. ア～ウの森林と既に所有している森林の間に介在しており一体的に取得する必要があると認められる森林（ア～ウに該当する森林の面積を上回らないものである場合に限る。）</p> <p>*5 取得しようとする森林と既に所有している森林の関係について、これらが一体的な施業を行うことが可能と認められる根拠について、該当するものの記号を記載する。</p> <p>ア. 隣接、イ. 同一の小流域に所在、</p> <p>ウ. 同一の林道の利用区域内に所在、エ. その他</p>
<p>(4) 経営する育林地の施業実行計画及び実行形態</p>	<p>施業内容別の欄については、造林は植栽、天然林改良、下刈、除間伐、その他保育別に、伐採は皆伐、択伐別に5年間の計画を記載する。</p>

林業経営改善推進計画に係るチェックシート

1. 次のいずれかに該当する場合に、認定を取り消される場合があり、その場合は貸付金の繰上償還の措置が講じられることを理解しました。

- (1)  あなた（貴法人）から認定申請の取下げの申込みがあったとき。
- (2)  あなた（貴法人）から借入申込みの辞退があったとき。
- (3)  あなた（貴法人）の林業経営改善推進計画に事実と反する記載があったとき。
- (4)  次のいずれかに該当するとき。
  - ア. あなた（貴法人）が取得の日から5年以内に皆伐を行わない計画の森林を取得した場合で、取得の日から5年以内に皆伐を行ったとき。
  - イ. あなた（貴法人）が立木と素地を同時に取得した場合で、当該立木を取得の日から5年以内に皆伐し、皆伐後2年以内に再造林を行う計画である場合、皆伐後2年以内に再造林が行われなかったとき。
  - ウ. あなた（貴法人）が「造林のための土地」を取得した場合で、取得の日から5年以内かつ皆伐の日から2年以内に人工植栽又は天然林改良を行わなかったとき。
  - エ. あなた（貴法人）が新たに締結する分収育林契約に基づき森林を取得した場合で、取得の日から2年以内に育林を行わなかったとき。
  - オ. その他事情変更により林業経営改善推進計画の達成が見込まれなくなったとき。
- (5)  あなた（貴法人）が林業経営改善計画の認定を取り消されたとき。
- (6)  あなた（貴法人）が公表事業者の場合にあつては森林経営管理法第36条第2項又は第44条第2項の規定による公表が取りやめられた場合に、第2の(4)のイの変更を行わなかったとき。
- (7)  あなた（貴法人）が3の報告事項について報告しなかったとき。

2. 次のいずれかに該当する場合は、繰上償還の他に違約金が徴求されることを理解しました。

- (1)  借入金を林業経営改善推進計画に基づく取得以外に使用したとき。
- (2)  実際の売買価格と林業経営改善推進計画に記載された取得価額が相違するとき。
- (3)  資金貸付けの契約締結日から3か年以内に転用を目的に譲渡したとき。

3. 資金貸付けの契約締結日から3か年以内に次のような事態が生じた場合には、直ちに都道府県に報告します（(1)の場合は一般継承人が報告）。

- (1)  借受者が死亡したとき。
- (2)  あなた（貴法人）が取得地を転用又は譲渡するとき。
- (3)  あなた（貴法人）が林業経営をやめようとするとき。

4.  「取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林」を取得した場合は、皆伐及び皆伐跡地への人工植栽が完了したら、「造林のための土地」を取得した場合は、皆伐及び人工植栽又は天然林改良が完了したら速やかに借入窓口の金融機関（森林組合転貸の場合は森林組合）へ様式第13号により報告します。

上記の内容を理解し、適切に対応します。

林業経営改善推進計画 変更承認申請書

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

(郵便番号〇〇)

住所

(☎ )

氏名

代表者氏名

(〇〇年〇〇月〇〇日生)

〇〇年〇月〇日付け認定番号〇〇をもって森林取得資金貸付適格認定通知があった林業経営改善推進計画について、下記のとおり変更したいので、森林取得資金事務処理要領第2の(4)に基づき、申請する。

記

1. 変更の理由 (変更の理由が生じた日)

2. 林業経営改善推進計画 (第〇回変更)

(注) 記の2以降の記載要領は様式第1号～様式第7号の林業経営改善推進計画の様式に準ずるものとする。認定当初の計画の内容と変更後の計画の内容とを容易に比較対照できるよう、二段書き(上段に変更前、下段に変更後をいずれも黒書)したものであること。

森林取得資金認定台帳

年度		認定番号		認定年月日		認定金額	千円
貸付決定番号		貸付決定日		貸付決定金額		千円	
住所							
氏名(名称)							
取得土地	所在地	面積	樹種	林齢	植栽予定年度		
植栽確認	1 本人報告      2 公庫報告      3 県調査					年 月 日	
	1 補助金交付      2 本人提出書類      3 現地確認(県)						
使途調査	調査日	年 月 日	1 申請どおり使用 2 限度額超過 3 使途外使用(全部、一部)				
	報告日	年 月 日					
	限度額超過、使途外使用に対して講じた措置						
認定取消し日	年 月 日	取消し理由					



(裏面)

本資金は、林業経営の規模の拡大を通じて林業構造の改善を積極的に促進するために長期低利の特別に有利な貸付条件で融通される資金です。あなた（貴法人）は、多くの林業者の内から慎重な審査の上選ばれた者であることを認識され、特に下記の諸事項に留意しつつ林業経営改善推進計画の達成に努めてください。

#### 留 意 事 項

1. 次のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがあります。なお、認定が取り消されると、貸付金の繰上償還の措置が講じられます。
  - (1) あなた（貴法人）から認定申請の取下げの申込みがあったとき。
  - (2) あなた（貴法人）から借入申込みの辞退があったとき。
  - (3) あなた（貴法人）の林業経営改善推進計画に事実と反する記載があったとき。
  - (4) 次のいずれかに該当するとき。
    - ア. あなた（貴法人）が取得の日から5年以内に皆伐を行わない計画の森林を取得した場合で、取得の日から5年以内に皆伐を行ったとき。
    - イ. あなた（貴法人）が立木と素地を同時に取得した場合で、当該立木を取得の日から5年以内に皆伐し、皆伐後2年以内に再造林を行う計画である場合、皆伐後2年以内に再造林が行われなかったとき。
    - ウ. あなた（貴法人）が「造林のための土地」を取得した場合で、取得の日から5年以内かつ皆伐の日から2年以内に人工植栽又は天然林改良を行わなかったとき。
    - エ. あなた（貴法人）が新たに締結する分収育林契約に基づき森林を取得した場合で、取得の日から2年以内に育林を行わなかったとき。
    - オ. その他事情変更により林業経営改善推進計画の達成が見込まれなくなったとき。
  - (5) あなた（貴法人）が林業経営改善計画の認定を取り消されたとき。
  - (6) あなた（貴法人）が公表事業者の場合にあつては森林経営管理法第36条第2項又は第44条第2項の規定による公表が取りやめられた場合に、第2の(4)のイの変更を行わなかったとき。
  - (7) あなた（貴法人）が次の報告事項について報告しなかったとき。
2. 次のいずれかに該当する場合は、繰上償還の他に違約金が徴求されます。
  - (1) 借入金を林業経営改善推進計画に基づく取得以外に使用したとき。
  - (2) 実際の売買価格と林業経営改善推進計画に記載された取得価額が相違するとき。
  - (3) 資金貸付けの契約締結日から3か年以内に転用を目的に譲渡したとき。

#### 報 告 事 項

1. あなた（貴法人。(1)の場合は一般継承人）は、資金貸付けの契約締結日から3か年以内に次のような事態が生じた場合には、直ちに都道府県に報告してください。
  - (1) 借受者が死亡したとき。
  - (2) あなた（貴法人）が取得地を転用又は譲渡するとき。
  - (3) あなた（貴法人）が林業経営をやめようとするとき。
2. 「取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林」を取得した場合は、皆伐及び皆伐跡地への人工植栽が完了したら、「造林のための土地」を取得した場合は、皆伐及び人工植栽又は天然林改良が完了したら速やかに借入窓口の金融機関（森林組合転貸の場合は森林組合）へ様式第13号により報告してください。

様式第11号

都道府県		申請者氏名 (名称)	認定金額	利率		償還期限		融資率		限度額			取得面積		うち樹木の持分の取得			森林経営計画 (認定日)	備考
認定月日	認定番号			一般	特例	一般	特認	一般 80%	特認 100%	一般	うち林業経営 改善計画に基 づく特認	その他 の特認	取得 する 森林	要造林地	面積	樹種 林齢	持分 割合		
			千円									ha	ha	ha		%	年月日		
			千円									ha	ha	ha		%	年月日		
			千円									ha	ha	ha		%	年月日		
			千円									ha	ha	ha		%	年月日		
			千円									ha	ha	ha		%	年月日		
			千円									ha	ha	ha		%	年月日		
			千円									ha	ha	ha		%	年月日		
			千円									ha	ha	ha		%	年月日		
			千円									ha	ha	ha		%	年月日		
			千円									ha	ha	ha		%	年月日		

(注1) 取得しようとする森林のうち、融資率、償還期限及び限度額の特認の要件に該当するものと該当しないものがある場合には、一般及び特認の両方に○を付す。

(注2) 森林経営計画については、森林経営計画（その森林が特定広葉樹育成施業森林に該当するものを除く。）の認定を受けている者が林業経営改善計画に基づいて行うものについては金利の特例が定められているため、取得森林の有無を問わず申請者が認定を受けているものについて記載する。

(注3) 備考欄には、取得後5年以内に皆伐予定の森林の取得を含む場合は「ア」、新たに分収育林契約を締結して取得する森林を含む場合は「イ」を記載する。

様式第12号

林業経営改善推進計画 変更承認書

令和 年 月 日

殿

〇〇都道府県知事

森林取得資金融通事務処理要領第4の2の規定により、 年 月 日に変更申請のあった林業経営改善推進計画については、これを適当であると承認する。

取得した森林等の施業状況届

〇〇都道府県知事 殿

(郵便番号〇〇)

住所

(☎

)

氏名

代表者氏名

(〇〇年〇〇月〇〇日

生)

〇〇年〇〇月〇〇日付け認定番号〇〇をもって森林取得資金貸付適認定通知のあった件について、森林取得資金事務処理要領第5の規定により、その施業状況を下記のとおり報告する。

番号	森林の所在地	取得日	取得森林等の種類											
			取得後5年以内に皆伐予定の人工林、天然林改良林			造林のための土地						新たに締結する分取育林契約に基づき取得する森林		
			面積	皆伐完了日	人工植栽完了日	面積	皆伐完了日	植栽又は天然林改良			面積	育林の内容	育林完了日	
								区分	施業内容	施業完了日				
		年 月 日	m <sup>2</sup>	年 月 日	年 月 日	m <sup>2</sup>	年 月 日			年 月 日	m <sup>2</sup>		年 月 日	
		年 月 日	m <sup>2</sup>	年 月 日	年 月 日	m <sup>2</sup>	年 月 日			年 月 日	m <sup>2</sup>		年 月 日	
		年 月 日	m <sup>2</sup>	年 月 日	年 月 日	m <sup>2</sup>	年 月 日			年 月 日	m <sup>2</sup>		年 月 日	
		年 月 日	m <sup>2</sup>	年 月 日	年 月 日	m <sup>2</sup>	年 月 日			年 月 日	m <sup>2</sup>		年 月 日	

(注) 皆伐及び人工植栽に係る施業状況を報告するときは、次の①～⑤いずれかの写しを提出することで本届出に代えることができるものとする。

- ① 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書
- ② 保安林内伐採許可申請書
- ③ 森林経営計画に係る伐採等の届出書
- ④ 保安林内緊急伐採届出書
- ⑤ 緊急伐採届出書